

特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置事業所用

() 消防計画

(目的)

第1 この計画は、防火管理業務について必要な事項を定め、火災等を予防し、火災から人命を保護するとともに災害に因る被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2 この計画は、()に勤務し、又は出入りするすべての者に適用するものとする。

(防火管理者の業務)

第3 防火管理者には()が当たり、次の業務を行う。

- 1 消防計画の作成、検討及び変更
- 2 消防計画の周知徹底
- 3 従業員に対する任務及び責任の周知徹底
- 4 消防訓練（消火・避難・通報訓練）の計画と実施
- 5 建物等の自主的な点検及び消防用設備等の点検とその指導監督
- 6 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- 7 収容人員の把握と安全管理
- 8 管理権原者に対する助言及び報告
- 9 その他防火管理上必要な業務

(自衛消防組織)

第4 ()を自衛消防隊長とし、別紙1の任務及び担当員による自衛消防隊を編成する。

(予防管理組織)

第5 日常の火災予防及び地震等災害発生時の出火防止を図るために予防管理組織を編成し、別紙1の担当区域ごとに火元責任者による、建物、火気使用設備(器具)及び消防用設備等の自主点検を行う。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置事業所用

(火元責任者の業務)

第6 火元責任者の業務は次のとおりとする。

- 1 別紙2「自主点検チェック票」に基づき、担当区域内における建築物、火気使用設備（器具）、電気設備、危険物施設についての自主点検及び整備を年2回以上行う。
- 2 担当区域内における消防用設備等の維持管理を行う。

(避難施設の案内及び維持管理)

第7 防火管理者は、人命の安全を確保するため屋外へ通じる避難経路図を作成し、全従業員に周知徹底するとともに、避難通路、避難口、避難器具、安全区画、防煙区画、防火戸その他の避難施設について災害時に有効に機能するよう、維持管理を行う。

(防火上の構造の維持管理)

第8 防火管理者は、建物の防火区画、内装その他の防火上の構造について、維持管理を行う。

(収容人員の適正化)

第9 防火管理者は、従業員及び出入りする者の定員について、状況を適正に管理する。

(防火上必要な教育)

第10 防火管理者は、従業員に対して防火管理に関する教育を実施するとともに、必要な講習の受講状況を把握し管理権原者に報告する。

(自衛消防訓練の実施)

第11 防火管理者は、次の訓練実施について事前に「自衛消防訓練通知書」により消防長又は消防署長に通知する。

なお、必要に応じ訓練の指導を消防機関に要請する。

- 1 消火訓練～初期消火訓練（年2回以上）
- 2 避難訓練～避難誘導訓練（年2回以上）
- 3 通報訓練～消防機関（119番）への通報訓練

特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置事業所用

(消火活動、通報連絡及び避難誘導)

第12 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導活動について、自衛消防隊の任務分担に基づき適切に行う。

(増改築時の消防計画の作成及び火気使用又は取扱いの監督)

第13 防火管理者は、増築、改築、移転、修繕又は模様替え等の工事を行う場合は、事前に「工事中の消防計画」を作成し、消防長又は消防署長に届出するとともに、自ら又はその補助者により火気使用（取扱い）の立合い及び監督を行う。

(防火管理に関し必要な事項)

第14 勤務するすべての者は、日常業務を通じて防火管理に関する次の事項を遵守しなければならない。

- 1 避難階段、通路、ロビー、ホール等には避難上支障となる物品を置かないこと。
- 2 消防用設備等の周辺には装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。
- 3 火災を発見した場合は、消防機関に通報するとともに、防火管理者に連絡し、自衛消防組織に定める任務分担により適切な行動をとること。
- 4 廚房内は、常に整理整頓しておくこと。
- 5 火気使用設備（器具）は、使用前後に必ず点検を行い、安全を確認すること。
- 6 喫煙場所を指定するとともに、終業時には必ず吸殻等を適切に処理すること。

(水道断水、減水、給水制限、停電時の措置)

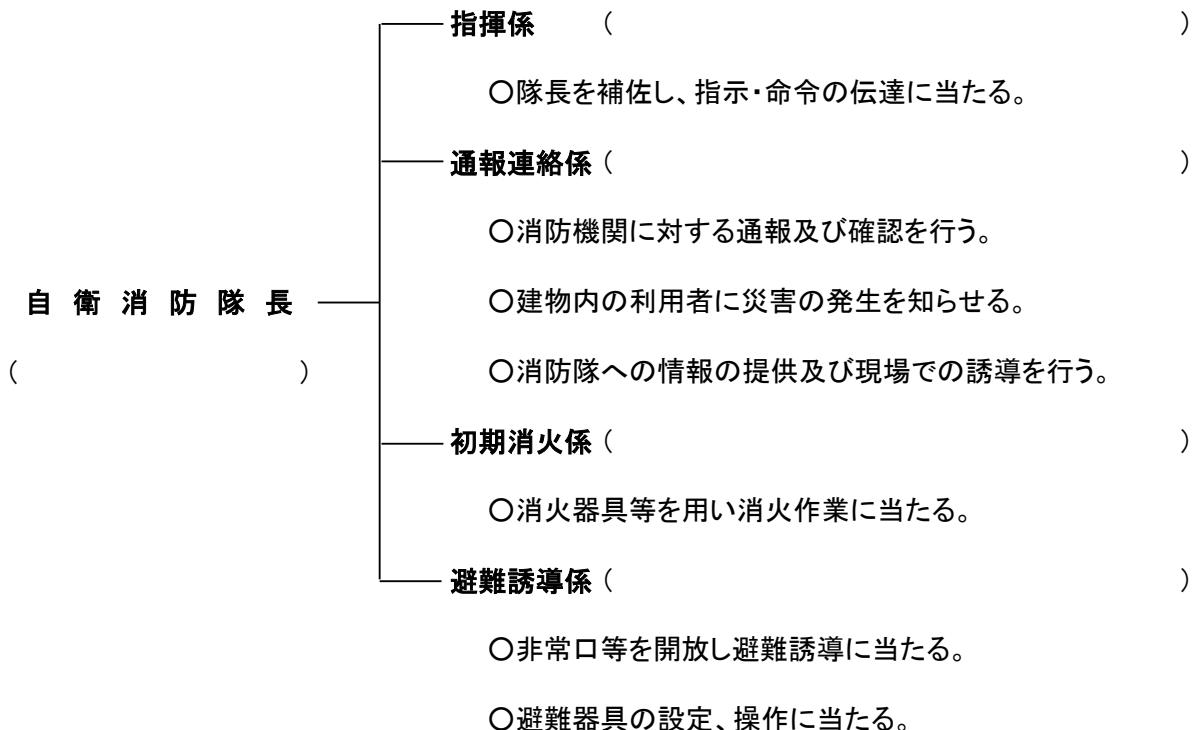
第15 水道の断水、減水、給水制限、停電等により、水道直結式スプリンクラー設備が有効に機能しない場合には、厨房、火気設備器具、喫煙場所その他当該施設内を定期に巡回し、出火防止に最大限の注意を払う。

(権原の範囲)

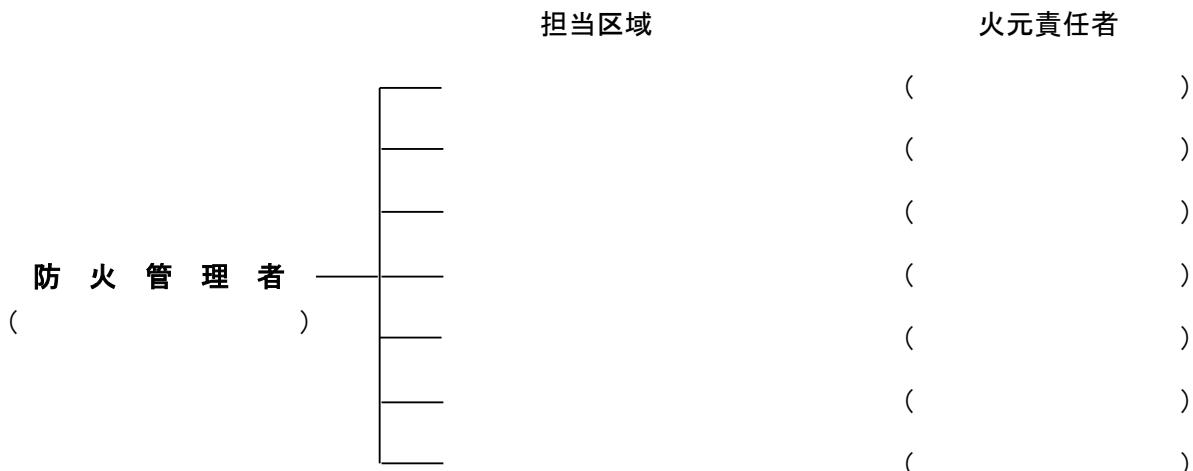
第16 建物内の管理権原については、別に定める。

この計画は、 年 月 日から実施する。

自衛消防組織図



予防管理組織図



※ 担当区域とは、厨房、事務室、各階ごと等をいう。

自 主 点 檢 チ ェ ッ ク 票

年

区分	番号	点 檢 項 目	点 檢 日	
			/	/
建 築 物 等	1	建物周囲に可燃物が放置されていないか。		
	2	屋外に危険物などが放置されていないか。		
	3	屋外において危険な状態で火気が取り扱われていないか。		
	4	通路の有効幅員を狭めたり障害物を放置していないか。		
	5	出入口付近に障害物がないか。		
	6	小屋裏等を居室に使用していないか。		
	7	廊下、階段等に避難上障害となるものはないか。		
	8	火気設備器具等が階段下等に設けられていないか。		
	9	防火戸、防火シャッターは正常に作動するか。		
	10	構造や内装建材又は防炎処理等は許可を受けたとおりになっているか。		
	11	建物外壁等に亀裂、破損、脱落しているところがないか。		
火 気 設 備 器 具 等	1	整理、整頓されているか。		
	2	周囲の可燃物からの距離は十分か。		
	3	亀裂、破損又は燃料等の漏れはないか。		
	4	安全装置の故障はないか。		
	5	煙突等の可燃物等との距離、高さは十分か。また、容易に点検できるか。		
	6	可燃物、壁体等の貫通部分には十分な防火措置がされているか。		
	7	煙突等に亀裂、破損はないか。		
	8	LPGボンベは転倒防止措置がされているか。		
	9	LPGボンベは直接日光の当たらない通風のよい場所に設けているか。		
	10	灯油容器は安全な場所に保管し、蓋は閉められているか。		
	11	器具等の手入れはされているか。		
電 気 設 備 器 具 等	1	開閉器、自動遮断器の接続部の緩みはないか。		
	2	ヒューズは正規なものを使用しているか。		
	3	電線が造営材等に接触していないか。		
	4	配線器具及びコードは破損等により充電部が露出していないか。		
	5	電気器具とコードとの接触部分の緩みはないか。		
	6	ビニールコードを造営材等に固定していないか。		
	7	電気用品は破損していないか。		
	8	たこ足配線はないか。		
危 険 物 施 設 等	1	許可証等の交付を受け、必要な資格者の選任がなされているか。		
	2	標識、掲示板は明確に表示されているか。		
	3	消火器等の消防用設備等の配置及び維持管理は正しくなされているか。		
	4	漏れ、あふれ、容器等の亀裂、破損又は設備の故障、固定不良等はないか。		
	5	十分な空地を保有し、必要な施錠等が完全にされているか。		
	6	施設及び付近の整理整頓がされているか。		
	7	安全装置、通気管、換気設備、電気設備等の管理は正しくされているか。		
			点 檢 者	